2024年度（令和６年度）神戸市バスと民間バスの

　　　運賃・サービス統一化等プロモーション業務委託　共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の各号の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　神戸市バスと民間バスの運賃・サービス統一化等プロモーション業務委託事業

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、××共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を神戸市△△区○○町１丁目１番１号に置く。

（成立、解散の時期及び存続期間）

第４条　当事業体は、令和　年　月　日に成立し、契約期間満了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該事業の受託事業者とならなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、その事実が判明した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

神戸市△△区○○町１丁目１番１号 □□株式会社

（代表者）

第６条　当事業体の代表者は、□□株式会社とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、当該事業に関し、当事業体を代表して、神戸市交通局及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって費用の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　当事業体は構成員全員を持って少なくとも年１回運営委員会を開き、事業の執行に当たるものとする。

２　運営委員会の議事は、多数決により決する。

（構成員の職務分担及び責任）

第９条　構成員は、第１条の事業の履行に関し、別記の職務分担表に基づき職務を分担するとともに、当事業体に連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行〇〇支店とし、共同事業体の代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（事業中における構成員の脱退等に対する措置）

第12条　構成員は、神戸市交通局及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が事業を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当事業体に共同連帯して事業を執行する。

３　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

（構成員の除名）

第12条の２　構成員のいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び神戸市交通局の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

（事業中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第13条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（解散後の各構成員の責任）

第14条　当事業体が解散した後においても、当該事業につき債務不履行、契約不適合等があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第15条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

住　所

 名　称

 代表者

 住　所

 名　称

 代表者

 住　所

 名　称

 代表者

 住　所

 名　称

 代表者